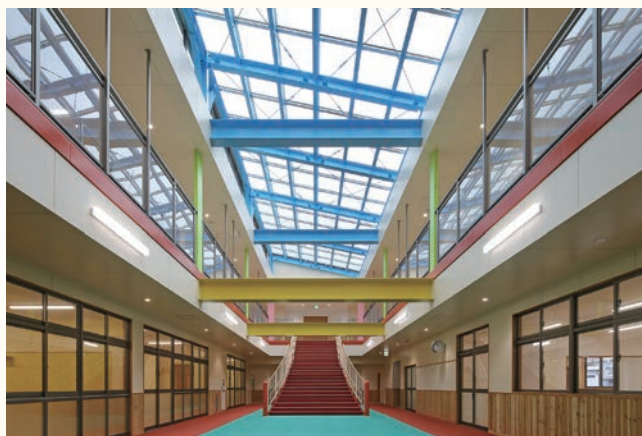


月報私学

5
2021
VOL.281



平成27年4月、学校法人日当山幼稚園と社会福祉法人日当山保育園が合併し、学校法人和光学園幼保連携型認定こども園・日当山総合こども園に改名しました。それぞれの園の歴史を重んじ、0歳～5歳の子どもたちを一堂に収容できるよう、令和2年3月に新園舎(写真上段右)が完成しました。広い園庭、集合玄関(写真下段右)、入ってすぐに中央階段(写真下段左)があり、開放的な空間を楽しめます。

写真提供 学校法人 和光学園 日当山総合こども園 (鹿児島県霧島市)

CONTENTS

● 私学事業団融資のご案内	2
● 「令和3年度 学校法人等基礎調査」のご案内	5
● 報酬等の報告に関するQ&A	6
● 加入者証等の表示変更	7
● 令和3年度の年金額	8
● 国民年金第3号被保険者にかかる手続き／報酬等の電子媒体による報告を利用してください／ 加入者・被扶養者にかかるマイナンバーの報告(お願い)	9
● 共済定期保険・積立共済年金 令和3年度前期募集	10
● 令和3年度 生涯生活設計セミナーの開催	11
● 令和3年度 「私学共済事務担当者へのお知らせ」のご案内／ 加入者向広報「共済だより レター」は令和3年度から刊行を縮小します	12
● 「私学共済ブック[保健・宿泊編]」は令和2年度発行分を使用してください／ 私学共済ホームページ 契約施設検索機能を活用してください	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

私学事業団融資のご案内

融資部 融資課

私学事業団では、私立学校の施設・設備の整備事業等に対して、融資を行っています。長期、固定金利（完済まで契約時の金利で固定）、元金均等返済（元金の減少が早く元利均等返済よりも総返済額が少なく）が特長です。原資は国の財政融資資金、私学共済の年金積立金などです。

融資の対象となる事業、融資金利などは本誌16頁下段の「融資事業のご案内」をご覧ください。

ここでは、融資事務の流れと融資審査の視点についてご案内します。

ご相談は随時承っています

事業内容や資金計画、返済計画などについて、随時ご相談に応じています。新たな借入希望がございましたら、下記の問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

融資事務の流れ

融資のご相談からご契約、資金の振り込みまでは、次の流れになります（アルファベットは次頁に対応）。

新規融資のご案内とご相談

本事業団資金の借り入れを希望され

る法人には、事業の概要、資金計画などを記入していただく「融資相談シート」を送付します（A）。この「融資相談シート」を作成いただき、ご提出ください。

ご提出いただいた「融資相談シート」を基に、記載内容について確認し、併せて本事業団から融資の要件などをご説明します。事業内容、資金計画などが融資要件にかなう場合は、借入れに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します（B）。
なお、事業内容が簡易な場合などは「融資相談シート」の作成を省略することがあります。

融資申込書類のご提出

融資の申し込みが決まりましたら、資金交付ご希望の3か月前を目途に、本事業団所定の「資金借入申込書」に資金計画（資金繰り表）、返済計画、担保物件、連帯保証人などに関する書類を添付して、本事業団に提出してください（C）。ただし、東京都以外の道府県の中高等教育学校・高等学校・中学校・小学校・特別支援学校・幼稚園・認定こども園・専修学校などの事業については、道府県の主管課への提出となります。

事業内容を確認するために必要な書類（工事請負契約書、土地売買契約書など）は、同時又は整いい次第、本事業団へ直接提出してください（D）。

融資審査と融資決定

本事業団が融資申込書類を受理した後、法人の資金を必要とする時期に応じて融資審査を行い融資決定となります（E）。融資申込書類の内容について、融資課担当係から質問・照会する場合があります。

ご契約と資金の受け取り

融資が決定した後に、「貸付金決定通知書」を交付します（F）。その後、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後、法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしてください（G）。資金の受け取りは、この登記申請手続きを行った後となります（H）。

融資審査の視点

融資審査の視点は次のとおりです。それぞれの内容については融資相談時にもお尋ねします。

事業の適切性

○事業の目的・内容が適正であること
○市中金融機関又は本事業団からの借入金の借り換えでないこと

資金計画の妥当性

○借入金の償還に支障がない資金繰りであること

償還の確実性

○償還開始以降、毎年度の経常収支差額が確実に見込まれること

担保物件・連帯保証人の妥当性

○原則として土地・建物であること
○原則として法人の理事長は連帯保証人であること

利子助成制度について

前年度から引き続き、危険施設の耐震改築工事、防災関連の補助金対象となった耐震改修工事及び大学病院の建替事業について、国の利子助成制度が実施されています。利子助成制度の要件を満たす場合は、実質的に金利の負担が軽減されます。

また、新型コロナウイルス感染症対策のために本事業団の融資を利用する場合、令和3年度中に支払う利息について助成が受けられる場合があります。

この他、融資に関する詳細については、融資の担当窓口（4頁参照）までお気軽にご相談ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎ 03(32330)7862～7868

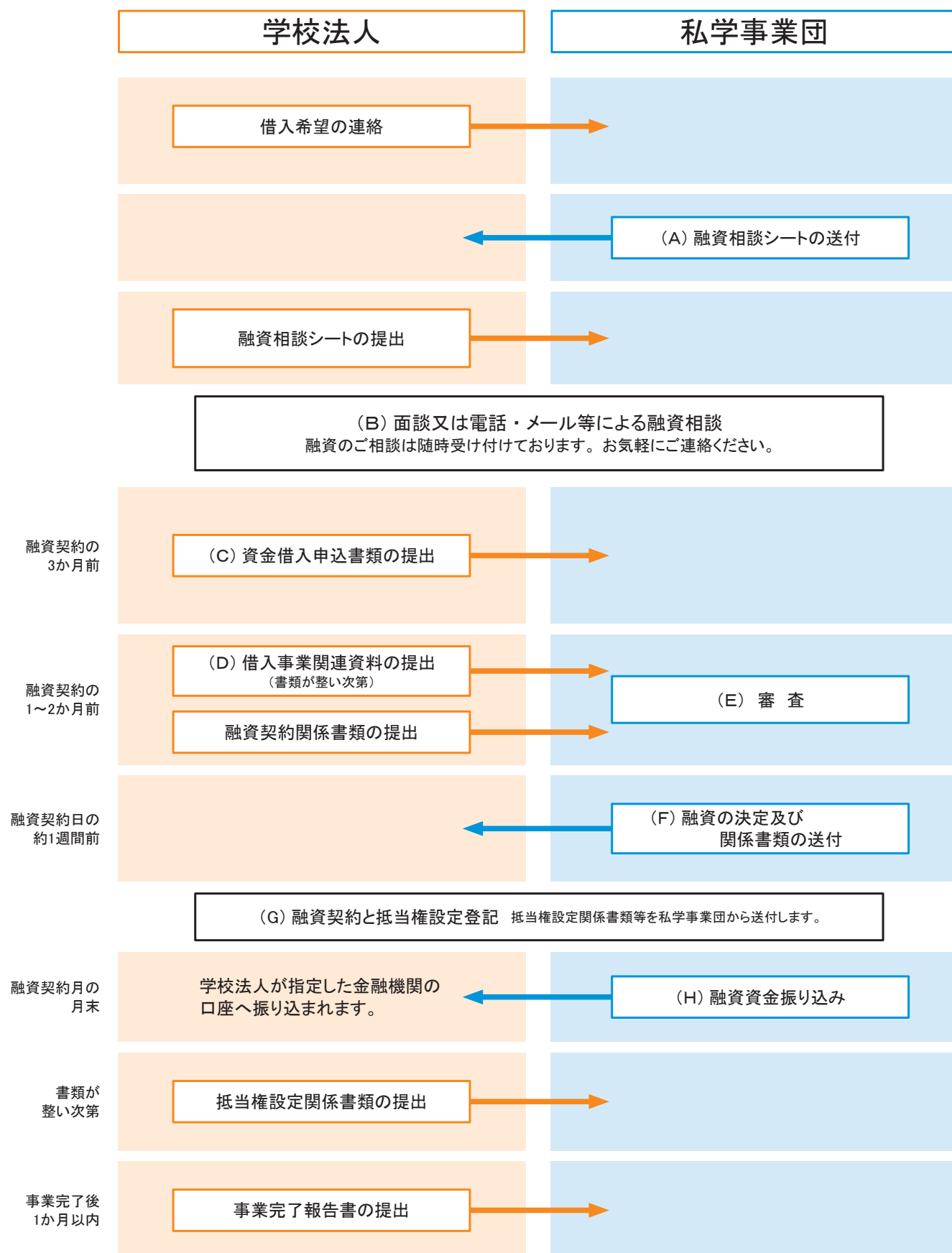
Eメール yushi@shigaku.go.jp

融資事務の流れ

詳しくは、こちらをご参照ください。(https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_guide.htm)

お借り入れの申し込みからご契約までの事務の流れ

助成業務



■ 私学事業団融資のチェックポイント

融資のご利用に当たっては、下記のとおり留意していただきたい事項がありますので、ご案内します。

融資のチェックポイント	
☐ 融資額の算定	以下の3つの査定額のうち、最も低い金額が上限額となります。 ①事業査定額…実施事業の規模から算出（事業費の80%以内） ②資産査定額…法人の純資産から算出（前年度決算書を用います） （総資産－総負債）× 30% ③担保査定額…担保物件の評価額から算出 担保物件の評価額 × 担保率（80%以内）
☐ 担保物件	①土地（校地）及びその土地の上に存在している建物を担保としてご提供いただきます。 ②評価するのは、土地のみとします。 ③評価額については、路線価をベースとし、事業団が算出します。 ④抵当権の順位は、事業団を第1順位とすることが条件となります。 ⑤事業団借入金残高がある場合は、借入申込額を加味して再評価を行います。
☐ 金利・ご返済	契約時の固定金利です。元金均等返済です。 返済時期は【元金：年1回（据置期間後） 利息：年2回の後払い】です。
☐ 連帯保証人	原則として学校法人等の理事長又は設置者は、連帯保証人となっていただきます。 （特例として連帯保証人が免除される場合があります）
☐ 契約・資金交付時期	契約と資金交付は同月に行います。資金交付希望月の翌月までの事業費の支払状況に応じて交付します。 （申込書をご提出いただいてから審査等の期間として、通常2～3か月を要します）
☐ 理事会にお諮りいただく内容	以下について、事業団融資申込の前に理事会にて承認が必要です。 ①借入申込額について ②担保物件について ③連帯保証人について
☐ 主な申込必要書類	①資金借入申込書（含償還計画） ②提供担保物件一覧 ③学校案内 ④前年度決算書・当年度予算書 ⑤建築確認済証（写） ⑥登記簿謄本 ⑦土地公図 ⑧建物図面 ⑨工事請負契約書（写） ⑩連帯保証人明細書 ⑪理事会議事録（写）（借入希望額、担保物件、連帯保証人について明記されたもの） ※事業に応じて必要書類が異なります。

助成業務

■ 融資の担当窓口（私学振興事業本部・融資部 融資課）

学校所在地ごとに担当窓口を置いています。お気軽にご相談ください。

都道府県	担当窓口
北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・富山県・石川県・福井県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県	融資第一係 ☎03 (3230) 7862～7864
三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	融資第二係 ☎03 (3230) 7866～7868
FAX 03 (3230) 8570（融資課共通） Eメール yushi@shigaku.go.jp（融資課共通）	

「令和3年度 学校法人等基礎調査」のご案内

「私学事業団ホームページ」の調査票等をご活用ください

私学経営情報センター 私学情報室

「学校法人等基礎調査」は、私立学

校の基本的かつ総合的な調査であり、都道府県の協力を得て実施しています。対象は、特別支援学校・幼稚園・認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）・専修学校・各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人設置者となります。

本調査は、文部科学省が実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成11年度から私学事業団が引き継いだものです。今年度も引き続きご協力をお願いいたします。

集計結果は『今日の私学財政』（※）として刊行し、学校法人等に活用していただいています。

※『今日の私学財政』には、今回の調査では対象とならない大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象ではありません。

なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等専門学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人は、別途調査を実施していますので、本調査の対象ではありません。

※『今日の私学財政』には、今回の調査では対象とならない大学・短期大学・高等専門学校・中等教育学校・中学校・義務教育学校・小学校を設置している学校法人が設置する幼稚園、認定こども園（幼稚園型及び幼保連携型）、専修学校、各種学校の集計デー

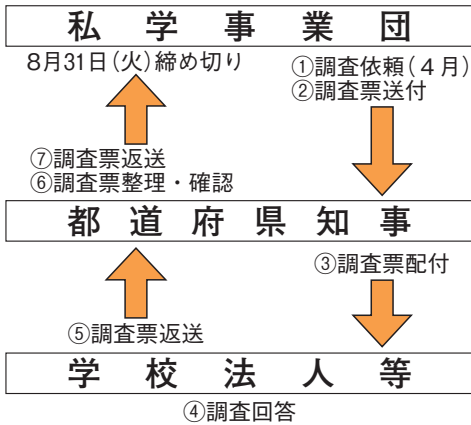
タも掲載しています。

調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団等業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、併せて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。

なお、本調査内容は、前述の目的以外には使用しません。

調査票の配付・提出の手順



調査票のダウンロード

「学校法人等基礎調査」の調査票、記入例及び説明書は、私学事業団ホームページからダウンロードできます。

調査票のダウンロードから提出までの流れ

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団ホームページへアクセス
(<https://www.shigaku.go.jp/>)
- (2) 「助成業務のご案内」をクリック
- (3) 「経営支援・情報提供」をクリック
- (4) 「令和3年度学校法人等基礎調査」調査様式等のダウンロードをクリック
- (5) 文書中段にある各ファイル名をクリックしダウンロード
- (6) データの入力、印刷
- (7) 各都道府県に1部提出
(都道府県の定めた期限までに提出ください)

調査票は、私学事業団ホームページよりダウンロードした調査票にパソコンで入力、もしくは都道府県から送付された調査票に記入し、ご提出ください。なお、様式を変更しましたので、必ず令和3年度用の調査票をご利用いただき、同説明書の「提出前の最終確認」に従って内容をご確認ください。いずれの場合も、都道府県へ1部ご提出ください。

大学法人・小学校法人の皆様へ

基礎調査票eマネージャ・「私学情報提供システム」等の利用時間のお知らせ

学校法人の皆様にご利用いただいている学校法人ポータルサイトにおける、基礎調査票eマネージャ、私学情報提供システム、電子窓口等については、原則として、終日ご利用いただけます。

なお、システムメンテナンス等で休止する場合は、別途「学校法人ポータルサイト」にてお知らせします。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7840～7844
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

報酬等の報告に関するQ&A

業務部 資格課

報酬等の範囲

Q1 報酬や賞与にはどのようなものが含まれますか。

A1 「報酬」及び「賞与」（以下「報酬等」といいます）は、現実に提供された勤務に対する対価に加え、給与規程等に基づいて学校法人等が経常的（定期的）に加入者に支払うものは、すべて該当します。

また、雇用契約を前提として学校法人等から食事、住宅等の提供を受けている場合（現物給与）も報酬等に含まれます。

Q2 退職手当は報酬等に含まれますか。

A2 退職手当は、退職時に一括して支払われる場合は、報酬等に含まれません。ただし、毎月の給与や賞与に上乗せして前払いされる場合は加入者の通常の生計に充てられる経常収入と扱うことが妥当であるため、報酬等に該当します。

Q3 処遇改善手当は、報酬等に含まるべきだと思いますが、どのように報告したらよいですか。

A3 処遇改善手当の報告方法は、支給方法によって異なります。

毎月、一定額を給与に含めて支給

する場合は、報酬として「標準報酬基礎届書^{DL}」等の提出時に報告してください。

年に3回までの一時金として支給する場合は、「賞与等支給報告書^{DL}」に賞与区分「その他の手当」として報告してください。

資格取得時

Q4 資格取得時の報酬月額はどういうに報告したらよいですか。

A4 基本給の他に通勤手当、扶養手当、住宅手当などの諸手当、また、所属部署において、常態として残業がある場合は、月平均の残業時間に対する残業手当などの見込み額を加えた額を、これから受けるであろう報酬月額として報告します。

なお、月途中で資格取得した場合も、すべての報酬を月収換算した額で報告してください。

実績によって報酬が変わる場合は、取得月の前月1か月間にその部署で同じような業務に就いて同じような報酬を受けている人が受けた報酬の平均月額を記入します。日給、時給なども同様に取り扱いいます。

Q5 資格取得時に届け出た報酬月額と、取得後に実際に支払った額が違う場合、訂正は必要ですか。

A5 日給者や時給者の実際の出勤日が異なった場合や、実績に応じて支払う非固定的給与の見込みの誤りにより報酬月額が相違した場合は、訂正の必要はありません。固定的給与の算定誤りがあった場合は、後述^{Q13}を参照してください。

随時改定

Q6 給与計算期間の途中で昇給した場合、どの時点を起算月として随時改定の判断を行うのですか。

【例】当月末締め・翌月末払い・当月15日以降に給与単価が上昇した場合

A6 昇給・降給した報酬の支払いが実績として1か月分を確保された月（※）を起算月として扱います。その月以後3か月に受けた報酬を算定基礎として随時改定の判断を行います。【例】の場合は、翌々月を起算月とします。

※昇給・降給を反映した支払い基礎日数が17日、短時間労働加入者にあつては11日を満たした月となります。

Q7 遡及してベース改定や諸手当の支給を行った場合、随時改定の起算月はいつになりますか。

A7 実際に差額支給のあった月を起

算とします。ベース改定された月や、本来の支給開始月まで遡っての随時改定にはならないので、注意してください。

Q8 変動月を含む3か月の間に、通勤手当のように数か月分まとめて手当を支給した月がある場合、どのように報告すればよいですか。

A8 当該手当を1か月分に割り戻して報告に含めてください。

産休・育休終了時改定

Q9 起算月を教えてください。

A9 休業終了日の翌日が属する月を起算月とします。当該月の報酬の支給がない場合や、支払基礎日数を満たさない場合でも、その月が起算月となりますので注意してください。

Q10 育児休業を終了した日の翌日が属する月から3か月すべて支払基礎日数が17日（短時間労働加入者にあつては11日）を満たさないと改定はできないのですか。

A10 産休・育休終了時改定は、3か月のうち、少なくとも1か月以上は支払基礎日数が基準に満たしている必要があります。このため、3か月すべて満たしている必要はありません。

即時改定

Q11 即時改定は、定年退職時の1回

のみしかできませんか。

A11 即時改定の要件に該当すれば、回数の制限はありません。

例えば、定年退職後に再雇用され、一旦契約が終了した後、再度雇用された場合などでも、報酬が1等級以上変更になれば対象となります。

全般

Q12 各種改定届の提出が改定月の10日の期日より遅くなってしまうましたが、提出は可能ですか。また、改定はいつからされますか。

A12 期日を過ぎても受け付けますが、掛金等や給付金の調整等が生じる可能性がありますので、できるだけ速やかに提出してください。

また、遡及する期間が長い場合は別途理由書等の提出が必要です。報酬月額の変更は、改定すべき月に遡って適用されます。ただし、掛金等の徴収の時効により届け出の遡及は2年に限られます。

Q13 定時決定や、標準報酬月額改定、資格取得の際に報告した報酬月額が誤っていた場合、どのようにすればよいですか。

A13 「報酬月額訂正申出書」に記入して提出してください。

※詳細は、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼「資格関係」をご覧ください。

加入者証等の表示変更

業務部 資格課・短期給付課

オンライン資格確認等の本格運用開始時期

令和3年3月から本格運用される予定であったオンライン資格確認等システムは、試行運用が継続されることになりました。医療機関等を受診する場合は、加入者証等や高齢受給者証等を必ず持参してください。

本格運用の開始時期は、決まり次第改めてお知らせします。

加入者証等は「枝番」表示がなくとも引き続き有効です

オンライン資格確認等システムで個人単位の資格情報等を識別するために、

図1 加入者証見本

私立学校教職員共済		【本人】加入者		発行番号 1234567890	
加入者証				令和3年3月1日交付	
記号	13A9999	番号	00001	枝番	00
氏名	私学 太郎				
生年月日	昭和42年12月31日		性別	男	
資格取得年月日	令和3年 3月 1日				
保険者所在地	東京都文京区湯島1丁目7番5号 TEL 03-3813-5321				
保険者番号・名称	34130021 日本私立学校振興・共済事業団				

図2 高齢受給者証見本

私立学校教職員共済高齢受給者証					
令和3年3月1日 交付					
加入者	記号	01A9999	番号	00001	(枝番) 00
	氏名	湯島 太郎			
対象者	生年月日	昭和26年2月10日		性別	男
	氏名	湯島 太郎			
住所	生年月日	昭和26年2月10日		性別	男
	住所				
発効年月日	令和3年3月1日				
有効期限	令和8年2月9日				
一部負担金の割合	2割				
発行機関	所在地	東京都文京区湯島1丁目7番5号			
	保険者番号名称及び印	34130021 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部			

3年3月以降発行する加入者証や加入者被扶養者証、医療機関等の窓口に表示する証には、加入者番号(※)の後に、2ケタの「枝番」が表示されています。3年2月以前に発行された加入者証等については、「枝番」の表示がなくとも引き続き医療機関等で健康保険証として使用できます。回収や返納などの手続きは必要ありません。

※加入者証等に記載されている記号と番号(図1及び図2参照)

●加入者証以外への枝番表示

「枝番」は、加入者証等と合わせて医療機関等の窓口に表示する次の証に

も同様に表示されます。

- ・高齢受給者証
- ・限度額適用認定証
- ・限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・特定疾病療養受療証

枝番の取り扱い

「枝番」は、当分の間、オンライン資格確認システムの方に必要な番号で、学校法人等や加入者・被扶養者が使用する予定はありません。

私学事業団へ提出する書類に記入する必要はなく、本事業団から送付する加入者証等や医療機関等に提示する証以外の書類(確認通知書など)にこの枝番を印字することはありません。

本事業団へのお問い合わせ等の際には、これまでどおり、加入者番号のみお伝えください。

令和3年度の年金額

年金額は0・1%の引き下げ

年金部 年金第一課

令和3年4月1日から、「国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第100号）」及びその他関係政令が施行されました。

これに伴い、令和3年度の年金額等は次のとおりとなります。

年金額

令和3年度の年金額は、前年度から基本的に0・1%の引き下げとなります。

ただし、実際の年金額の計算は、個人ごとの加入者記録や生年月日等に基づいて行うため、個人によって算出結果が異なります。今年度の年金額が、前年度の年金額に比べて必ず0・1%引き下がるわけではありません。

また、年金の種類や加入者記録によつては、年金額が減額にならないことがあります。

年金額改定の考え方

●年金額の改定ルールの見直し

年金額は、物価や賃金の変動に合わせて毎年度改定するしくみですが、平成28年に成立した年金改革法（平成28年法律第114号）により、今年度か

ら年金額の改定のルールが一部変更となります。

これまでは、①物価と賃金の変動がともにマイナスで賃金の変動が物価の変動を下回る場合には、物価の変動を基準に年金額を改定し、②賃金の変動のみがマイナスの場合には、年金額を据え置くこととしていました。

今後は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、①②いずれの場合にも、賃金の変動を基準に年金額を改定することになりました（図参照）。

●今年度の年金額改定

総務省から、令和2年平均の「全国消費者物価指数」が公表され、対前年比0・0%となりました。一方、「名目手取り賃金変動率」はマイナス0・1%でした。

このため、今年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（マイナス0・1%）を基準に改定することになり、前年度から0・1%の引き下げが基本となります。

また、マクロ経済スライド（※）による調整は、物価や賃金の変動がマイナスの場合には行わないこととしているため、今年度の改定においては発動

しません。今年度のマクロ経済スライドの未調整分（マイナス0・1%）は翌年度以降に繰り越されます。

※ 少子高齢化の進展等に対応するために、公的年金被保険者数や平均余命の伸びに基づき、物価や賃金の変動がプラスの場合に上昇する改定率を抑えるものです。

年金額の通知書等の送付

改定後の年金額は、「改定通知書」でお知らせしています。改定後の年金額の支給は、6月定期支給（4・5月分）からです。

なお、「改定通知書」が送付されていない人には、改めて「決定・改定・支給年金額変更通知書」等により改定後の年金額等をお知らせします。

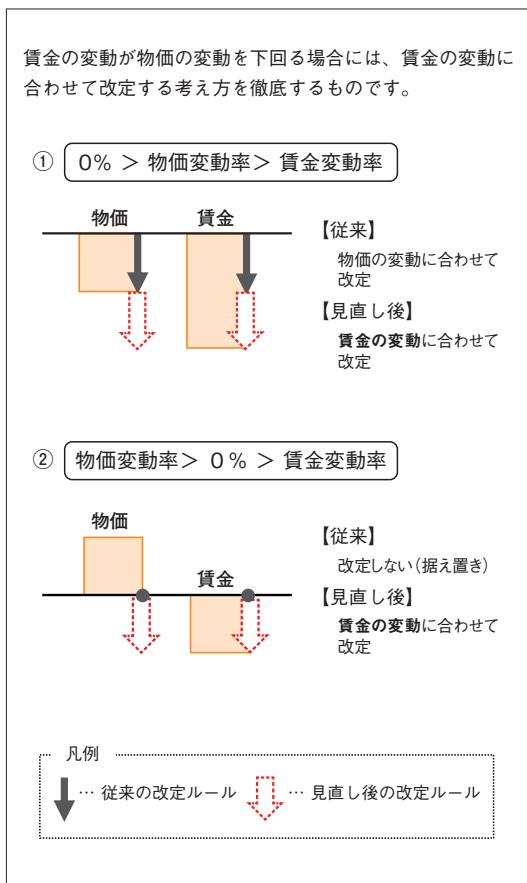
ただし、老齢厚生年金の繰下げ待機をしている人には、支給開始の申し出をするまで「改定通知書」、「決定・改定・支給年金額変更通知書」等の年金額の通知は送付しません。

なお、「改定通知書」は一斉に作成していますので、作成した時点で私学事業団が退職を確認できていない人は、「在職中」と表示されます。退職を確認でき次第、改めて在職中の停止を解除した通知を送付します。

「改定通知書」の詳細は、本誌に同封している年金者向け広報「共済だより」6月号をご覧ください。

注 退職等年金給付における退職年金（年金証書記号番号の末尾が「E」又は「F」の年金）は改定のルールが公的年金とは異なるため、今回は通知の対象になりません。

図 年金額を改定するルールの見直し



国民年金第3号被保険者にかかる手続き

業務部 資格課

●第3号に該当する人

加入者（65歳未満）に扶養されている配偶者（20歳以上60歳未満）は、国民年金第3号被保険者（以下「第3号」といいます）に該当します。第3号に該当する人の被扶養者認定申請を行う場合は、同時に「国民年金第3号被保険者関係届^{DL}」（以下「第3号届^{DL}」）といいますが、提出していただき。

なお、被扶養者認定申請を行わない場合（配偶者が退職後に任意継続加入者になる等）でも、要件を備えていれば第3号になることができます。

●第3号資格取得年月日

配偶者が被扶養者としての要件を備えた日となります。ただし、私学事業団の被扶養者認定年月日と第3号の資格取得年月日が異なる場合があります（事由発生日後30日を経過し、事由発生日からの被扶養者認定ができなかった場合等）。

第3号の資格取得年月日は、お近くの年金事務所に確認してください。

●海外特例にかかる手続き

令和2年4月より第3号についても国内居住要件が追加されました。

日本に住民票がなく、海外に居住している配偶者は第3号になることができません。ただし、国内居住要件の例

外（海外特例要件）に該当する場合は、「第3号届^{DL}」により届け出をすることができま

す。帰国したときも届け出が必要となりますので、注意して

●第3号の資格喪失にかかる手続き

配偶者が被扶養者の要件を欠いた場合、第3号の資格も喪失します。

①配偶者の死亡及び海外居住（海外特例者を除きます）の場合は「第3号届^{DL}」と「被扶養者取消申請書^{DL}」を提出して

ください。②①以外の事由、例えば配偶者の就職・収入増、離婚等で被扶養者の要件を欠くときは「被扶養者取消申請書^{DL}」のみ提出して

●第3号届を提出すると

本事業団で受け付けた「第3号届^{DL}」は、日本年金機構に進達し審査されます。このため、日本年金機構が学校法人等へ照会することがあります。照会に対しては日本年金機構に直接回答してください。なお、本事業団から日本年金機構への進達及び日本年金機構での審査にはおおむね2〜3か月を要します。

国民年金の記録に不整合があると、将来の年金にも影響します。届け出漏れ等がないよう注意して

報酬等の電子媒体による報告を利用してください

業務部 資格課

●電子媒体により報告できる書類

資格関係書類のうち、次の①〜④の書類は、電子媒体（CD-R又はUSBメモリ）での報告が可能です。

- ① 定時決定の「標準報酬基礎届書^{DL}」
- ② 賞与等支給時の「賞与等支給報告書^{DL}」
- ③ 随時改定の「標準報酬月額改定届書^{DL}」
- ④ 資格取得時の「資格取得報告書^{DL}」

●報告する際に利用するツール

電子媒体による報告を利用する際は、私学共済ホームページ（事務担当者用ページ）▼資格関係▼電子媒体での申請で詳細を確認のうえ、「電子媒体作成機能」をダウンロードして利用してください。

●注意

- ・ 電子媒体報告への切り換えに申請・承認は不要です。
- ・ 提出する前に必ず「電子媒体作成機能」でチェックしてください。
- ・ 右記①②の書類においては、電子媒体で報告すると、その後は電子媒体届出校として取り扱い、様式用紙の事前送付はされません。報告漏れに注意してください。

なお、電子媒体での報告を取りやめる場合は、予定月等の2か月前までに文書で申し出て

加入者・被扶養者にかかるマイナンバーの報告(お願い)

業務部 資格課

私学事業団では、「資格取得報告書^{DL}」及び「被扶養者認定申請書」に記入された加入者・被扶養者のマイナンバーを収録することにより、マイナンバーを利用したオンライン資格確認や情報連携を行っています。

記入欄は本人確認を行ったうえで、記入漏れや誤りのないよう正確に記入してください。記入した加入者、被扶養者情報（氏名漢字・氏名カナ・生年月日・性別）に誤りがあると、正しいマイナンバーの報告があっても収録できません。加入者、被扶養者情報の訂正や、変更をするときは「加入者異動報告書^{DL}」「被扶養者異動報告書^{DL}」により速やかに届け出をお願いします。また、加入者・被扶養者のマイナンバーが変更になった場合や帰国等により新たにマイナンバーが交付された場合は、「マイナンバー更新連絡票^{DL}」により届け出をして

ください。加入者・被扶養者の本人確認方法等の詳細は、私学共済ホームページ（様式用紙等のダウンロード）に掲載している「マイナンバー更新連絡票^{DL}」の説明文をご覧ください。

なお、マイナンバーの確認書類は添付し

共済定期保険・積立共済年金

令和3年度前期募集（令和3年10月1日加入）

募集期間6月1日（火）～30日（水）私学事業団必着 福祉部 貯金・貸付課

共済定期保険（きょうさいていき）

●共済定期保険とは

加入者の多様な保障ニーズに応えて、遺族の年金や短期給付などの公的な社会保障制度を補完する制度で、一般の生命保険に当たります。

現在、約5万名を超える加入者のスケールメリットを活かした、お手頃な保険料で加入できます。

●前期募集

前期募集では「家族年金コース」、「医療保障コース」、「医療費支援コース」及び「学校加入コース」の新規加入の

令和元年度配当率（参考）

家族年金コース
（死亡保障）

約47.90%

医療保障コース
（入院保障）

約47.92%

- 家族年金コース（死亡保障）・医療保障コース（入院保障）は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金を還付します。
- 配当金は前年10月1日時点の加入者に還付します（期間脱退者には配当はありません）。
- 配当率は支払時期の前年度決算により決定しますので、将来支払う配当金額は現時点では確定していません。
- 配当率は今後変動することがありますので、記載の配当金率は将来の支払いを約束するものではありません。
- 3大疾病保障コース・医療費支援コース・長期休業補償コースには、配当金がありません。

申し込みを受け付けます。後期募集では、「3大疾病保障コース」と「長期休業補償コース」の加入申し込みを受け付けます。

家族年金コース・医療保障コース
医療費支援コース

共済定期保険の個人加入コースは、「家族年金コース」（死亡保障）への加入を条件として、その他のコースも加入することが出来ます。また、家族（配偶者・子ども）が加入できるコースもあります。加入者本人が同じコースに加入していることが条件となります。

「家族年金コース」、「医療保障コース」は1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金が還付されますが、「医療費支援コース」には、配当金はありません（令和元年度配当率参照）。

●資料の送付

共済定期保険の募集資料等は、2年8月3日以後に新規・再資格取得し、3年4月19日現在も加入者で、共済定期保険未加入の人及び一部加入者の人を対象に、個別封筒を5月中旬（「ブロッコック広報誌」春号と同時期）に単独で送付します。

個別封筒には、氏名等やおすすめプランを印字した「加入申込書」等を封入していますので、到着後、該当者にお渡しください。その他の加入者には、

共済定期保険関係書類（印字のない「加入申込書」等）を「ブロッコック広報誌」春号に同封していますので、希望者に配付してください。

制度内容や申し込み方法等のお問い合わせは専用フリーダイヤルを利用してください。

共済定期保険専用フリーダイヤル
0120（716）267
（平日 9時～17時15分）

学校加入コース

学校法人等に所属する加入者に対し、業務中、業務外を問わず24時間保障します。学校加入コースは、病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備える制度です。共済定期保険事業「家族年金コース」と同一契約で運営しているため、保険料のスケールメリットが得られます。

学校法人等が保険料を負担し、弔慰金・死亡退職金等として死亡保険金は加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。

原則、全額損金として処理できます。1年更新で1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます。

10万円～300万円の10種類の中から、全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することができます。

医師等による審査はなく、加入資格（告知内容）に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

積立共済年金（つみきょう）

●積立共済年金とは

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職（脱退）後に年金などを受け取ることができ、公的年金の補完的な制度です。

現在、約3万人を超える人が加入しています。この制度には、「税制適格コース（個人年金保険料控除の対象）」と「自由選択コース（一般生命保険料控除の対象）」の2コースがあり、コースごとに受給資格や受給方法が異なります。月払い掛金は2000円（2口）から10000円単位で設定できます。

また、積立金を増額するため、月払半年分の掛金払い込み方法の他に一時払（①加入時、②中途、③退職（脱退時）の取り扱いができます。

掛金の徴収は、加入申込時に指定した本人名義の金融機関の口座から、自動振替により徴収します。

●資料の送付

「積立共済年金募集パンフレット」、「加入申込書」及び「コース加入・口数変更申込書」は、5月中下旬に「プ

ロック広報誌」春号と同時期に単独で送付します。

申し込み方法（共通）

共済定期保険は、「新規加入」の申し込みのみを受け付けます（既加入者の内容変更等は後期申込期間内のみとなります）。

積立共済年金は、「新規加入」と「コース加入・口数変更（増口・減口）」の申し込みを受け付けます。

申し込みの際は、パンフレットに記載されている加入資格（告知内容）及び支給条件等を確認し、手続きしてください。

送付先

〒113-8441
東京都文京区湯島1-7-5
私学事業団 貯金係

詳しく知りたい場合

共済定期保険及び積立共済年金の制度を詳しく知りたい場合、学校を訪問して加入者向け又は事務担当者向けに制度の説明を行います。詳細は、貯金・貸付課貯金係までお問い合わせください。

また、私学共済ホームページ「福祉事業」▼積立共済年金制度・共済定期保険事業にも詳細を掲載していますのでご覧ください。

令和3年度 生涯生活設計セミナーの開催

福祉部 保健課

●申し込み方法

私学事業団では、教職員生涯福祉財団との共催により、加入者の退職後のセカンドライフを豊かで実りあるものにするための一助となるよう、「生涯生活設計セミナー」を毎年開催しています。セミナーは、講義と実習を併用して行います。

申し込み方法等は次のとおりです。ぜひ参加してください。

●開催日・会場・募集人数

開催日・会場	募集人数
8月10日（火） 東京ガーデンパレス	各25名
8月20日（金） 東京ガーデンパレス	
8月24日（火） 京都ガーデンパレス	
8月26日（木） 広島ガーデンパレス	
8月30日（月） 東京ガーデンパレス	

●対象者

加入者とその配偶者

●参加費

一名 2000円

※テキスト代・昼食代等を含みます。

●時間

9時30分～17時

●宿泊の手配・費用

各自で手配してください。費用は自己負担となります。

①参加者氏名（年齢）
②加入者記号番号
③参加者の郵便番号・住所
④参加者の電話番号
⑤所属学校名
⑥学校の電話番号・内線番号
⑦希望日（第2希望まで）
①～⑦を明記のうえ、封書又はハガキでお申し込みください。

●申し込み・問い合わせ先

〒160-0004
東京都新宿区四谷3丁目12番地
フロンティア四谷 6階
一般財団法人 教職員生涯福祉財団
事業部「セミナー担当」
☎03（5368）1882

●申込締め切り日

6月30日（水）【必着】

※申込者数が募集人数を超えた場合は、抽選となります。結果は締め切り日から7日以内に学校法人等宛てに連絡します。

●共催

日本私立学校振興・共済事業団
一般財団法人 教職員生涯福祉財団

令和3年度 「私学共済事務担当者へのお知らせ」のご案内

広報相談センター 相談班

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年度は、私学共済事務担当者連絡会は開催しません。開催に代え、「私学共済事務担当者へのお知らせ」（以下「お知らせ」といいます）を全

学校法人等宛てに送付します。

このお知らせは、連絡事項を分かりやすく周知することを目的として、次の事項を掲載する予定です。

- ・法律改正事項
- ・事務取り扱い変更事項
- ・注意喚起事項等
- ・共済業務スケジュール
- ・お知らせの内容に関するQ&A

●令和3年度6月発行の掲載内容(予定)

- 1 令和3年度の事業計画の概要
- 2 医療保険等改正案の内容
 - ・育休掛金免除の見直し
 - ・高齢者窓口負担割合の見直し
- 3 令和3年度の年金額
- 4 加入者・被扶養者にかかるマイナンバーの報告(お願い)
- 5 人間ドック利用費用補助事業の見直し
- 6 私学メンバーズカード
 - ・資格関係
 - ・保健関係

- ・貯金三事業関係

(Q&A)

記事にかかる補足説明としてQ&Aを掲載します。

●送付時期

令和3年6月上旬

※私学共済ホームページ「事務担当者用ログインページ」▼私学共済制度の刊行物」に掲載する予定です。

●その他

- ・デジタル版「お知らせ」も私学共済ホームページ(以下「ホームページ」といいます)に掲載する予定です。デジタル版から、ホームページ内の関連箇所にリンクしており、お知らせの詳細や説明を確認することができ
- ・次回は令和4年2月上旬に送付する予定です。

アンケートを実施します

私学共済事務担当者連絡会に関するアンケート調査を実施します。「お知らせ」の送付と同時期に、一部の学校法人等へアンケート用紙を送付しますので、届いた場合は、回答にご協力くだ

加入者向広報「共済だより レター」は 令和3年度から刊行を縮小します

広報相談センター 広報班

令和3年度から加入者向広報「共済だより レター」は、加入者全員への配付をとりやめます。

加入者等への情報発信ツールを 紙媒体からホームページへ

①平成28年度及び令和元年度に実施したホームページ等に関するアンケート調査の結果、「私学共済ホームページでの閲覧のみでよい」という意見が多く寄せられました。

②アンケートの結果を踏まえ、学校法人等から加入者へ配付する負担の軽減に関する要望や紙の使用量の削減などからも、2年度から発行回数を年6回から4回に縮小しました。また、私学共済ホームページに「レターデジタル版」を掲載しています。

③今年度からはホームページへ「レターデジタル版」の掲載のみに切り替えます。また、情報発信の方法を紙媒体からホームページに比重を移し、今後はホームページの充実を図ることとしました。

発行時期

3年度においても、年4回季刊誌として発行します。発行時期は、5月(春

号)、7月(夏号)、10月(秋号)、1月(冬号)です。

送付方法

学校法人等には、同月に発行する「月報私学」に1部同封して送付する予定です。「レター」が届きましたら、加入者に対し、私学共済ホームページに掲載されている「レターデジタル版」を閲覧するよう周知をお願いします。

また、任意継続加入者には、学校法人等からの周知の対応ができないため、従来どおり任意継続加入者の届け出住所宛てに送付します。

「レターデジタル版」をご覧ください

原則、発行月の初旬に私学共済ホームページ「加入者用ページ」に「レターデジタル版」及びPDF版を掲載します。「レターデジタル版」は、私学共済ホームページのトップページにある目的別メニューの「レター」のアイコンをクリックしてログインしてください。加入者用ページにログインする際

のユーザー名とパスワードは、「私学共済ブック2020・2021」(保健・宿泊編)61頁及び本誌13・14頁に掲載しています。

「私学共済ブック〔保健・宿泊編〕」は 令和2年度発行分を使用してください

福祉部 保健課・広報相談センター 広報班

令和3年5月に「私学共済ブック〔保健・宿泊編〕」は発行しません

「私学共済ブック〔保健・宿泊編〕」は、毎年5月頃に加算者分を学校法人等宛てに送付していました。令和2年度は、「2020・2021年版」を発行し、隔年発行に変更しました。これに伴い、3年5月頃に新しい「私学共済ブック〔保健・宿泊編〕」は送付しませんので、注意してください。

利用補助券は2年度分が
添付されています

「私学共済ブック 2020・2021〔保健・宿泊編〕」の巻末の「健康増進宿泊施設利用補助券」「厚生施設利用補助券」は、有効期間が「令和2年6月～3年3月」と「令和3年4月～4年3月」の2年度分を添付しています。利用補助券の有効期間を確認のうえ、使用してください。

利用補助券の適正な利用に
ご協力ください

利用補助券の不正使用により、さまざまなトラブルが発生しています。利

用補助券を使用する際は、次の注意事項に基づき、適正な使用をするよう加算者への周知をお願いします。

● 注意事項

- ・ 加算者証等の記号番号、利用者氏名、利用年月日、利用者区分を必ず記入してください。
- ・ 加算者証、加算者被扶養者証、加算者資格証を持っている人が使用できます。必ず使用する全員分の加算者証等を提示してください。
- ・ 「健康増進宿泊施設利用補助券」を使用して2泊まで連泊できます（1泊につき1枚使用）。3泊目以降は補助対象外となります。
- ・ 定められた枚数以上は使用できません。対象施設で利用できる枚数を確認してください。

※不正使用が判明した場合、補助金を返還していただくこととなります。



私学共済ブック 2020・2021
〔保健・宿泊編〕

私学共済ホームページ 契約施設検索機能を活用してください

福祉部 保健課・広報相談センター 広報班

契約施設とは

私学事業団では全国の宿泊施設やレジャー施設等と契約しており、加算者（任意継続加算者を含みます）及びその被扶養者は利用料金の割引を受けることができます。また、一部の施設（健康増進宿泊施設、厚生施設）は、補助券を使用することで利用料金の一部が補助されます。使用時の注意点は上記を参照してください。

契約施設検索の掲載内容

契約している施設を探すには、私学共済ホームページ（加算者用ページ）▼福祉事業のご案内に掲載している、契約施設検索を活用してください。都道府県や用途（人間ドック契約施設、健康増進宿泊施設等）に応じた絞り込み検索ができます。契約施設の内容は随時更新しますので、最新の情報を確認することができます。

契約施設検索機能の使い方



契約施設検索

- 1 私学共済ホームページのトップページからこのアイコンをクリックする

分類:	人間ドック契約施設一覧
都道府県:	百貨店割引一覧
検索ワード:	専門店割引
	割引業種一覧
	スポーツ施設一覧
	厚生施設一覧
	健康増進宿泊施設一覧
	相互利用契約施設一覧

- 2 用途（分類）で絞り込む

利用料金の割引 きます。お出かけ	すべて
分類:	北海道ブロック
都道府県:	北海道
検索ワード:	東北ブロック
	青森県
	岩手県
	宮城県
	秋田県
	山形県
	福島県
	関東ブロック
	茨城県
	栃木県
	群馬県
	埼玉県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
	栃木県
	茨城県
	千葉県
	東京都
	神奈川県
	静岡県
	愛知県
	岐阜県
	富山県
	石川県
	福井県
	山梨県
	長野県
	新潟県
	北陸ブロック
	福井県
	滋賀県
	岐阜県
	愛知県
	静岡県
	東京都
	千葉県
	埼玉県
	群馬県
</	

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金の募集締め切り

前期募集の締め切りは5月25日(火)【必着】です。
貯金関係の書類の送付先は、下記のとおりです。誤りのないよう注意してください。

〒101-8709 日本郵便(株) 神田郵便局私書箱第103号
私学事業団 共済事業本部 貯金係
【福祉部 貯金・貸付課】

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一覧表を、5月21日(金)に学校法人等宛てに送付します。

該当する加入者に配付してください。

※対象となる加入者は、4月1日現在加入者期間が通算して25年、30年、35年、40年、45年等の節目に当たる人です。

※令和元年度発行分の有効期限は、4年3月31日までに特別延長します。

【福祉部 保健課】

令和2年度 特定健康診査にかかる
健診結果データの提出期限

令和2年度分の健診結果の最終提出期限は、5月31日(月)【必着】です。この期限を過ぎると、健康情報冊子「QUPiO Plus(クピオプラス)」を送付できません。国が定めた特定健康診査等の実施率の目標達成のため、必ず提出するようご協力をお願いします。

【福祉部 保健課】

令和3年度 第1回私学共済事務担当者
研修会の開催中止

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年7月より開催を予定していました「令和3年度 第1回私学共済事務担当者研修会」は中止します。

【広報相談センター 相談班】

貸付課は「貯金・貸付課」に名称を変更しました

令和3年4月より組織を見直し、福祉部貸付課の名称を福祉部貯金・貸付課に変更しました。従来の保健課貯金係の業務を貯金・貸付課貯金係が管掌します。

【福祉部 貯金・貸付課】

子ども・子育て拠出金率は据え置きです

令和3年4月分(5月末納期限)からの子ども・子育て拠出金率は、現行の0.36%に据え置きとなりました。

【業務部 掛金課】

貸付けの申込締め切り日に
ご注意ください

6月2日(水)送金分は5月14日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日曜日又は休日のときは順次繰り上がりますので注意してください。

【福祉部 貯金・貸付課】

5月の共済業務スケジュール

6日(木)	貸付 送金 貸付 4月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 6月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(木)	貯金 送金
24日(月)	貸付 送金
25日(火)	貯金 前期加入申し込み・払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(金)	掛金等 4月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(月)	掛金等 4月分納期限 貸付 6月22日送金分申込締め切り 特健 特定健康診査にかかる健診結果データの提出期限(令和2年度最終・必着)

6月の共済業務スケジュール

1日(火)	積立共済年金・共済定期保険 前期加入申し込み開始
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 5月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 7月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

〔月報私学〕はホームページにも掲載しています

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>

助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm

共済業務 <https://www.shigakukyosai.jp/> (私学共済ホームページ)

人事異動

職員の()内は前職

◆役員

理事

令和3年3月30日付

退任 渡部 英樹

令和3年3月31日付

退任 谷地 明弘

令和3年4月1日付

新任 齊藤 修

新任 小瀬 孝雄

参与

令和3年3月31日付

退任 倉沢 隆行

令和3年4月1日付

新任 木下 修

◆本部職員

令和3年4月1日付

企画室長 金田 泰行
(北海道会館館長)

監査室長 中山 正之
(融資部長)

システム管理室長 小川 泰正
(システム管理室参事(企画・運用統括))

私学経営情報センター長 野田 文克
(助成部次長(私学経営情報センター次長併任))

融資部長 小林 一之
(融資課長)

業務部長 大井 桂子
(広報相談センター長)

広報相談センター長 廣田 浩一
(保健課長)

企画室次長(助成部次長併任) 荒谷 泉
(寄付金課長)

システム管理室次長 針沢 一秀
(総務部参事(人事担当))

資産運用部次長 小守林 克哉
(採用)

企画室参事(助成業務) 田中 健太郎
(審査・管理室長)

総務課長 嶋田 卓矢
(経営支援室主幹)

総務部参事(人事担当) 外川 孝充
(補助金課長)

経理第一課長 佐藤 周
(企画室参事(助成業務))

システム管理室参事(企画・運用統括) 鷹見 常雄
(システム管理室主幹(企画・運用統括))

融資課長 金 牧人
(融資課課長補佐)

審査・管理室長 横山 淳
(補助金課課長補佐)

補助金課長 中田 哲也
(総務課長)

寄付金課長 横山 昇一
(経理第一課長)

運用第二課長 寺迫 桂
(運用第二課課長補佐)

短期給付課長 佐藤 武彦
(数理統計室参事)

保健課長 喜入 隆司
(貸付課長)

貯金・貸付課長 下川 修
(監査室主幹)

管理課長 寺井 伸二
(短期給付課長)

営繕班長 小野 修
(管理課長)

◆会館

令和3年4月1日付

大阪会館館長 飯田 吉宣
(営繕班長)

北海道会館館長 村上 秀行
(運用第二課長)

宮城会館館長 鬼澤 幸充
(湯島会館営業部長)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

学校法人基礎調査の提出について ご協力をお願いします

■令和3年5月31日(月)提出締め切り

(調査対象:大学法人・短期大学法人・高等専門学校法人)

※【 】は調査票区分を表しています。

①学校法人の概要【010、020、040、045、050、060】

②役員数・役員個人票【075】

③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数【110】

④入学選抜区分別入学志願者等学生数(大学等)

【111、112、113、114、117、118、119、121】

⑤編入学及び通信教育にかかる学生等数【115、120】

⑥学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金
(高等学校～各種学校)【130】

⑦教員・職員数【210】

⑧教員数(大学院担当等)・職員内訳
【211、212、213、214】

⑨大学等専任教職員個人票(大学等)
【220、230、240、250】

詳しくは、『令和3年度学校法人基礎調査票e-マネー
ジャ「操作マニュアル・入力要領」』をご覧ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7840~7844

Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
☎075(411)0111(代表) JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、
②番出口から徒歩8分 <https://www.hotelgp-kyoto.com/>

四季彩プラン

夕食を「京会席」「フレンチ」「京おばんざい」からお選びいただけます（予約時にお申し出ください）。
四季折々の自慢の夕食をぜひご堪能ください。

1泊2食 スタンダードツイン(2名1室/1名様) 11,500円～
スタンダードシングル(1名1室/1名様) 12,000円～

取扱期間：通年(年末年始を除きます)

※夕食は追加料金(2,000円、5,000円)で料理のグレードアップも可能です。

※京都市宿泊税として1名1泊につき200円が別途必要になります。



京会席 (イメージ)

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
JR「軽井沢」駅から、しなの鉄道「中軽井沢」駅南口から徒歩10分

新緑プラン

軽井沢から程近くにある鬼押し出し。ゴツゴツとした巨大な溶岩が作り上げる地形は迫力満点です。約40分のハイキングでは、厳しい環境の中、美しく咲く高山植物も見どころです。

1泊2食(2名1室/1名様) 9,600円

取扱期間：令和3年5月6日～7月23日

※1名1室でご利用の場合は、1泊につき500円の割り増しとなります。



鬼押し出し

融資事業のご案内

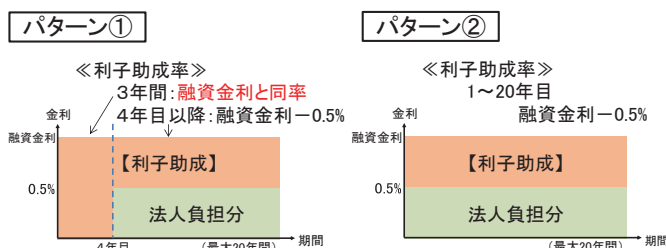
詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

旧耐震基準で建設された校舎・園舎の建て替え事業（耐震改築）や、防災（耐震）機能強化の補助金対象となった改修事業（耐震改修）に、私学事業団の融資をご利用いただくと、一定の要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。

利子助成は二つのパターンがあります。

【イメージ図：返済期間20年の場合】



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。

※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

※返済期間が20年を超える場合の利子助成率はイメージ図と異なります。詳しくはお問い合わせください。

耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■主な事業と融資金利（令和3年4月現在）

主な事業内容	返済期間（据置年数含む）			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校（園）舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%	年%
校舎などの建築・用地取得	0.90	0.60	0.33	0.403
寄宿舎などの建築・用地取得	1.00	0.70	0.43	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.33	(5.5年以内) 0.302

※返済期間が30年以内（21年以上）の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。

※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp